

# 台風及び異常な気象災害措置要領

関係者は、区分・基準のうち、基準に従い、同表右欄に掲げる措置を執るなど自主的に避難又は港長が発令する勧告等に迅速に対応できるような体制を整えるものとする。

| 区分   |      | 基準   | 執るべき措置  |
|------|------|--|---|
| 港長   | 委員会  |  |   |
| 警戒勧告 | 第一体制 | 佐世保港に風速15メートル以上の台風の強風域が12時間以内に到達すると予想される場合又は、佐世保地区に風速20メートル以上の暴風警報が発表された場合   | 在港船舶は、台風等の動向に留意し係留強化、機関の起動準備等の荒天準備を行うとともに、状況に応じて直ちに避難できるよう準備すること  |
|      |      |  | 危険物積載船舶は、荷役作業の中止基準等を考慮し早めに荷役を中止し在港船舶と同様の措置をとること   |
|      |      |  | 小型船舶等は、陸揚げ固縛又は安全な場所に避難し、又は状況に応じて直ちに避難できるよう準備すること  |
|      |      |  | 港内で工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、作業等を中止し資機材等の流出防止措置を図るとともに、在港船舶と同様の措置をとること  |
|      |      |  | 錨地へ避難しようとする船舶(海上自衛隊艦船を除く)は、事前に港長へ連絡のうえ、港長と米軍との調整により定められた錨地へ避難し、又は状況に応じて直ちに避難できるよう準備すること   |
| 避難勧告 | 第一体制 | 佐世保港に風速25メートル以上の台風の暴風域が12時間以内に到達すると予想される場合、又は港内の船舶交通に多大な影響を及ぼす災害の発生が予想される場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒勧告(第一体制)の執るべき措置を完了させ、嚴重な警戒態勢をとること</li> <li>港内錨泊船舶は、当直員を配置し、国際VHF(ch16)を常時聴守すること</li> <li>AIS搭載船舶はAISを常時作動のうえ走錨の防止に努めること</li> </ul> |
| 退去命令 |      | 勧告に従わない船舶に合理性が認められない場合等、港長等が発令   | 港長等が発令する命令に従うこと   |
| 解除   | 解除   | 佐世保港が台風の強風域から外れ、港内在泊船等に影響がないと判断される場合又は、佐世保地区の暴風警報が解除となり、港内在泊船等に影響がないと判断される場合 | 航路航行船舶及び岸壁利用入港船舶の混乱を防止するため、避難完了後必要に応じ航路航行船舶順及び岸壁入港順序等を本委員会関係者において協議し、決定する。  |

各体制の発令時刻が日没後となる場合は発令時刻は変更せず、日没前までに発令予定時刻を事前周知するので、自船の状況等に応じて執るべき措置を図るものとする。

# 津波災害防止措置要領

関係者は、区分・基準のうち基準に従い、同表右欄に掲げる措置を執るなど、自主的に避難又は港長が発令する勧告等に迅速に対応できるような体制を整える。

| 区分           | 基準                                      | 津波来襲までの時間的余裕 | 執るべき措置   |  |
|--------------|---|--------------|--|--|
|              |   |              | 大型・中型船   | 小型船  |
| 港長<br>委員会    |   |              | 着岸船舶等  | 錨泊船舶・航行船舶  |
| 警戒勧告<br>第一体制 | 長崎県西方に津波注意報が発表された場合                     | 有り・無し<br>共通  | <ul style="list-style-type: none"> <li>荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、当該行為を中止するとともに資機材等の流出防止措置</li> <li>第二体制が発令された場合に円滑な対応が実施できるように必要な準備</li> </ul> |  |
|              |   |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>係留避泊又は港内避泊</li> <li>津波予想高さ等を勘案し港外避泊も考慮</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>陸揚げ固縛又は係留強化し陸上避難</li> <li>避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮</li> </ul> |
| 避難勧告<br>第二体制 | 長崎県西方に津波警報又は大津波警報が発表された場合               | 有り・無し<br>共通  | <ul style="list-style-type: none"> <li>荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、当該行為を中止するとともに資機材等の流出防止措置</li> </ul>   |  |
|              |   | 有り           | <ul style="list-style-type: none"> <li>港外退避又は状況に応じ港内避泊</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>陸揚げ固縛又は係留強化し陸上避難</li> <li>避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮</li> </ul> |
|              |   | 無し           | <ul style="list-style-type: none"> <li>係留避泊</li> <li>大津波警報が発表され在船することが危険と判断し陸上避難する時間的余裕がある場合は、陸上避難</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>港内避泊</li> <li>着岸後直ちに陸上避難又は状況に応じ港内避泊を考慮</li> </ul>                 |
| 退去命令         | 勧告に従わない船舶に合理性が認められない場合等、港長等が発令          |              | 港長等が発令する命令に従うこと  |  |
| 解除           | 津波注意報・警報が解除され、佐世保港内に在泊船舶等に影響がないと判断される場合 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>航路航行船舶及び岸壁利用入港船舶の混乱を防止するため、避難完了後必要に応じ航路航行船舶順及び岸壁入港順序等を本委員会関係者において協議し、決定する。</li> </ul>                           |  |

## 津波災害防止措置における用語の定義

- 大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船：大型船・小型船以外の船舶をいう。
- 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶をいう。（造船所での陸揚げは含まない）
- 陸上避難：船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難すること。
- 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域に避難すること。
- 港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗すること。
- 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること。
- 陸揚げ固縛：小型船を陸揚げし、津波等により海上を流出しないよう固縛すること。

# 台風及び異常な気象災害措置要領

関係者は、区分・基準のうち、基準に従い、同表右欄に掲げる措置を執るなど自主的に避難又は港長が発令する勧告等に迅速に対応できるような体制を整えるものとする。

| 区分   |      | 基準   | 執るべき措置  |
|------|------|--|---|
| 港長   | 委員会  |  |   |
| 警戒勧告 | 第一体制 | 佐世保港に風速15メートル以上の台風の強風域が12時間以内に到達すると予想される場合又は、佐世保地区に風速20メートル以上の暴風警報が発表された場合   | 在港船舶は、台風等の動向に留意し係留強化、機関の起動準備等の荒天準備を行うとともに、状況に応じて直ちに避難できるよう準備すること  |
|      |      |  | 危険物積載船舶は、荷役作業の中止基準等を考慮し早めに荷役を中止し在港船舶と同様の措置をとること   |
|      |      |  | 小型船舶等は、陸揚げ固縛又は安全な場所に避難し、又は状況に応じて直ちに避難できるよう準備すること  |
|      |      |  | 港内で工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、作業等を中止し資機材等の流出防止措置を図るとともに、在港船舶と同様の措置をとること  |
|      |      |  | 錨地へ避難しようとする船舶(海上自衛隊艦船を除く)は、事前に港長へ連絡のうえ、港長と米軍との調整により定められた錨地へ避難し、又は状況に応じて直ちに避難できるよう準備すること   |
| 避難勧告 | 第一体制 | 佐世保港に風速25メートル以上の台風の暴風域が12時間以内に到達すると予想される場合、又は港内の船舶交通に多大な影響を及ぼす災害の発生が予想される場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒勧告(第一体制)の執るべき措置を完了させ、嚴重な警戒態勢をとること</li> <li>港内錨泊船舶は、当直員を配置し、国際VHF(ch16)を常時聴守すること</li> <li>AIS搭載船舶はAISを常時作動のうえ走錨の防止に努めること</li> </ul> |
| 退去命令 |      | 勧告に従わない船舶に合理性が認められない場合等、港長等が発令   | 港長等が発令する命令に従うこと   |
| 解除   | 解除   | 佐世保港が台風の強風域から外れ、港内在泊船等に影響がないと判断される場合又は、佐世保地区の暴風警報が解除となり、港内在泊船等に影響がないと判断される場合 | 航路航行船舶及び岸壁利用入港船舶の混乱を防止するため、避難完了後必要に応じ航路航行船舶順及び岸壁入港順序等を本委員会関係者において協議し、決定する。  |

各体制の発令時刻が日没後となる場合は発令時刻は変更せず、日没前までに発令予定時刻を事前周知するので、自船の状況等に応じて執るべき措置を図るものとする。

# 津波災害防止措置要領

関係者は、区分・基準のうち基準に従い、同表右欄に掲げる措置を執るなど、自主的に避難又は港長が発令する勧告等に迅速に対応できるような体制を整える。

| 区分       | 港長<br>委員会 | 基準                                    | 津波来襲<br>までの時<br>間的余裕 | 執るべき措置   |  |  |
|----------|-----------|---------------------------------------|----------------------|--|--|--|
|          |           |                                       |                      | 大型・中型船   |  | 小型船  |
|          |           |                                       |                      | 着岸船舶等  | 錨泊船舶・航行船舶  |  |
| 警戒<br>勧告 | 第一<br>体制  | 長崎県西方に津波注意報が<br>発表された場合               | 有り・無し<br>共通          | <ul style="list-style-type: none"> <li>荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、当該行為を中止するとともに資機材等の流出防止措置</li> <li>第二体制が発令された場合に円滑な対応が実施できるように必要な準備</li> </ul> |  |  |
|          |           |                                       |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>係留避泊又は港内避泊</li> <li>津波予想高さ等を勘案し港外避泊も考慮</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>陸揚げ固縛又は係留強化し陸上避難</li> <li>避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮</li> </ul> |  |
| 避難<br>勧告 | 第二<br>体制  | 長崎県西方に津波警報又は<br>大津波警報が発表された場合         | 有り・無し<br>共通          | <ul style="list-style-type: none"> <li>荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、当該行為を中止するとともに資機材等の流出防止措置</li> </ul>   |  |  |
|          |           |                                       | 有り                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>港外退避又は状況に応じ港内避泊</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>陸揚げ固縛又は係留強化し陸上避難</li> <li>避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮</li> </ul> |  |
|          |           |                                       | 無し                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>係留避泊</li> <li>大津波警報が発表され在船することが危険と判断し陸上避難する時間的余裕がある場合は、陸上避難</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>港内避泊</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>着岸後直ちに陸上避難又は状況に応じ港内避泊を考慮</li> </ul> |
| 退去<br>命令 |           | 勧告に従わない船舶に合理性が認められない場合等、港長等が発令        |                      | 港長等が発令する命令に従うこと  |  |  |
| 解除       | 解除        | 津波注意報・警報が解除され、佐世保港内に在泊等に影響がないと判断される場合 |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>航路航行船舶及び岸壁利用入港船舶の混乱を防止するため、避難完了後必要に応じ航路航行船舶順及び岸壁入港順序等を本委員会関係者において協議し、決定する。</li> </ul>                           |  |  |

## 津波災害防止措置における用語の定義

- 大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船：大型船・小型船以外の船舶をいう。
- 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶をいう。（造船所での陸揚げは含まない）
- 陸上避難：船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難すること。
- 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域に避難すること。
- 港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗すること。
- 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること。
- 陸揚げ固縛：小型船を陸揚げし、津波等により海上を流出しないよう固縛すること。